

「AGENTアプリ」利用規定の改定内容

変更前	変更後
<p data-bbox="421 293 828 363">伊予銀行「AGENT」アプリご利用規定 (2023年4月22日改定)</p> <p data-bbox="580 416 665 440">～略～</p> <p data-bbox="125 456 575 485">第1条 本アプリの内容および利用</p> <p data-bbox="580 499 665 523">～略～</p> <p data-bbox="580 579 665 603">～略～</p> <p data-bbox="965 528 1111 568">(新設) {</p> <p data-bbox="965 1026 1111 1066">(新設) {</p>	<p data-bbox="1435 293 1843 363">伊予銀行「AGENT」アプリご利用規定 (2023年5月27日改定)</p> <p data-bbox="1592 416 1677 440">～略～</p> <p data-bbox="1144 456 1588 485">第1条 本アプリの内容および利用</p> <p data-bbox="1592 499 1677 523">～略～</p> <p data-bbox="1200 539 1397 568"><u>E. 振込・振替</u></p> <p data-bbox="1592 579 1677 603">～略～</p> <p data-bbox="1144 619 1397 647"><u>6. 振込取引の利用</u></p> <p data-bbox="1155 659 1563 687"><u>(1) ご利用いただけるお客さま</u></p> <p data-bbox="1227 699 1487 727"><u>18歳以上のお客さま</u></p> <p data-bbox="1155 738 1368 767"><u>(2) 取引限度額</u></p> <p data-bbox="1200 778 2134 852"><u>A. 本アプリにおける取引1回および1日あたりの取引金額は、当行所定のサービスの範囲でかつ当行所定の金額を限度とします。</u></p> <p data-bbox="1200 863 2134 971"><u>B. 前号に拘わらず、振込の1回あたり、および1日あたりの取引金額（振込手数料を含みません）は、当行所定の方法により当行所定の金額の範囲にてお客さま自身が指定することができるものとします。</u></p> <p data-bbox="1200 983 2134 1056"><u>C. 上記の限度額を超えた取引依頼については、当行は受け付ける義務を負いません。</u></p> <p data-bbox="1155 1067 1344 1096"><u>(3) 取扱日付</u></p> <p data-bbox="1200 1107 2134 1216"><u>振込先金融機関または振込先口座によりましては翌銀行営業日扱いとなる場合があります。当行は、振込資金と振込手数料を取引受付完了時に出金口座から引き落とします。</u></p> <p data-bbox="1155 1227 1368 1256"><u>(4) 訂正・組戻</u></p> <p data-bbox="1200 1267 2134 1420"><u>A. お客さまが本アプリを利用して行った振込について依頼内容の訂正または組戻を行う場合、運転免許証などの本人確認書類を持参のうえ最寄りの当行本支店窓口にて当行所定の書面により手続きを依頼してください。</u></p> <p data-bbox="1200 1431 2134 1505"><u>B. 前項において、組戻により振込先金融機関から返却された資金は「出金口座」に入金するものとします。なお、当行が組戻を受け付ける際は、</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>当行所定の組戻手数料を原則として組戻依頼の受付時に「出金口座」から引き落とすものとします。ただし、受付時に「出金口座」の残高が不足しており組戻手数料の引落としが行えない場合については、振込先金融機関から組戻代わり金が返却された際に、組戻手数料を差引きのうえ「出金口座」に入金することとします。</u></p> <p><u>C. お客さまが本アプリを利用して行った取引について、振込先金融機関から照会があった場合、当行はお客さまに対し依頼内容について照会する義務を負うことなく、原則として振込先金融機関に対し振込資金の返却を依頼します。さらに当行は、振込先金融機関から返却された振込資金を、お客さまの「出金口座」に入金するものとします。</u></p> <p><u>D. お客さまが本アプリを利用して行った振込について、入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合、当行はお客さまに連絡することなく、返却された振込資金を当該お客さまの「出金口座」に入金するものとします。</u></p> <p><u>(5) 受取書の不発行</u></p> <p><u>当行は、本アプリによる振込の取扱分について「振込金受取書」の発行は行いません。</u></p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第2章 本人確認等</p>	<p>第2章 本人確認等</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>2. アカウント登録時の本人確認手続き</p>	<p>2. アカウント登録時の本人確認手続き</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(2) ご自身による手続きの場合</p>	<p>(2) ご自身による手続きの場合</p>
<p>～略～</p>	<p><u>D. 振込機能については、アカウント登録日の翌銀行営業日以降に行員が前記各号の手続き内容を確認した後にご利用いただけます。</u></p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(3) 店頭での手続きの場合</p>	<p>(3) 店頭での手続きの場合</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>～略～</p>	<p><u>C. 振込機能については、アカウント登録日の翌銀行営業日以降に行員が前記各号の手続き内容を確認した後にご利用いただけます。</u></p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第8条 免責事項</p>	<p>第8条 免責事項</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>

(新 設)

(新 設)

(新 設)

変更前	変更後
<p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>4. 本サービスの利用に関して、当行の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合でも、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は、お客さまに直接かつ現実に生じた通常の損害についてのみその責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第10条 禁止事項</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>4. <u>アカウント登録したスマートフォンが紛失・盗難にあった場合は、すみやかに当行所定の連絡先に電話にて連絡し、アカウント停止を申し出ください。なお、申し出前に生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>5. 本サービスの利用に関して、当行の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合でも、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は、お客さまに直接かつ現実に生じた通常の損害についてのみその責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第10条 禁止事項</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(6) <u>お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(7) <u>お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各項目の一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p>A. <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>C. <u>取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p>E. <u>その他上記の各項目に準ずる行為</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>